

世界かんがい施設遺産ロゴマーク使用規約

世界かんがい施設遺産ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用とその普及促進を図るため、次のとおり使用規約を定める。

第 1 条 目的

本ロゴマークを適切に活用することにより、世界かんがい施設遺産の登録施設（以下「登録施設」という。）及び制度の認知度を高めるとともに、登録施設の歴史的・技術的・社会的価値の未来への継承と、地域活性化の推進に資することを目的とする。

第 2 条 ロゴマークの管理及び著作権

（1）ロゴマークの管理

ロゴマークの管理は、農林産省農村振興局整備部設計課長（以下「設計課長」という。）が行う。

（2）ロゴマークの著作権

ロゴマークの著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 17 条第 1 項に規定する権利並びに第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は農林水産省に帰属しており、無断で使用することはできない。

第 3 条 使用基準

（1）使用を承認する範囲

次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認する。なお、いずれも第 1 条の目的に沿って使用する場合であり、使用承認を申請し承認を受けた場合に限る。

- ①登録施設の施設管理者及び世界かんがい施設遺産地域活性化推進協議会正会員が使用する
とき
- ②登録施設の保全及び登録施設に関連付けた地域活性化の取組等を実施している関係府省庁、
地方公共団体、団体、法人、個人等が使用する
とき
- ③その他設計課長が特に認める場合

（2）使用を承認できない範囲

次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認できない。

- ①世界かんがい施設遺産の趣旨に沿わない場合
- ②特定の政治、思想、宗教の活動と結び付けて使用する
場合
- ③法令又は、公序良俗に反するような方法で使用する
場合
- ④本規約に反して使用する
場合
- ⑤その他設計課長が不適切と判断する
場合

第4条 使用承認申請及び使用承認書の交付

ロゴマークを使用するときは、「世界かんがい施設遺産ロゴマーク使用承認申請書」（様式1）を設計課長に提出すること。設計課長は第3条の使用基準に基づいて使用の可否を審査し、ロゴマークの使用が適当と認められる場合、使用承認書を交付する。

なお、報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合には申請を不要とする。

第5条 ロゴマークのデザイン及び規格

ロゴマークのデザイン及び規格は別に定める「世界かんがい施設遺産ロゴマーク使用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づくものとする。

第6条 使用料

使用料は当面の間、無料とする。

第7条 商標登録等

ロゴマーク並びにロゴマークを含む商標、模様について、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

第8条 遵守事項

- (1) 自己の商品ロゴマークの管理。
- (2) ロゴマークの使用に要する費用は、第三者との係争、審判、訴訟等に要する費用を含め、使用者が負担するものとする。
- (3) 使用者は、ロゴマークの使用に起因して第三者に損害を与えた場合には、これに対して全ての責任を負うものとする。
- (4) 使用者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

第9条 使用者の違反等に対する取扱い

使用者が本規約に定める事項を遵守しなかった場合、設計課長はロゴマークの使用承認を取り消し又は必要な改善の指示を行うことができる。また、これに起因する損害について設計課長は一切の責任を負わないものとする。

第10条 規約の改定

- (1) 本規約は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。
- (2) 設計課長が本規約を改定し、使用条件等を変更した場合は、既に使用の承認を得た利用に関しても、変更後の規約及び利用条件等を適用する。
- (3) 本規約の改訂により、使用者に不利益が生じた場合にあっても、農林水産省及び設計課長は一切の責任を負わないものとする。

附則

この使用規約は、令和4年9月16日から適用する。